

## 沖縄県保育士確保対策強化事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

沖縄県保育士確保対策強化事業業務委託

### 2 委託目的

沖縄県は、誰もが安心して子育てができる環境の実現を目指し、保育所入所待機児童を生じさせないため、市町村、ハローワーク、保育所等（保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う施設をいう。以下同じ。）、保育士養成施設及び保育団体（以下「保育関係事業者等」という。）と連携し、保育士の確保及び定着促進を図り、安定した保育の提供体制の構築を総合的に実施するため、沖縄県保育士確保対策強化事業（以下「本事業」という。）を実施する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 委託業務の実施体制

本事業の実施に当たり、以下の体制を構築すること。

ただし、統括責任者及び統括責任者が不在の場合にその役割を担う者については、県と協議の上、選任するものとする。

役 職	人数	役割等
統括責任者	1人	保育に関する幅広い知識を有している者を充てることとし、本事業の実施に係る責任者として、本事業が効率的かつ効果的に行われるよう業務遂行の指揮・監督を行い、業務の実施内容等について県（子育て支援課）と調整を行う。
保育人材確保及び就労支援コーディネーター	1人	原則として人材確保に関する知識を有する者を充てることとし、主として5の(2)ア、イ、ウ、カ及びキの業務の実施について中心的役割を担う。
相談支援コーディネーター	1人	原則として保育士資格を有し、保育所等において勤務した経験を有する者を充てることとし、主として5の(2)イ（名簿の整備、管理、更新に関すること）、エ及びオ並びに(3)アの業務の実施について中心的役割を担う。
労働環境改善コーディネーター	1人	保育所運営を熟知している者を充てることとし、主として5の(3)イ、ウ及びエの業務の実施について中心的役割を担う。

その他	県と協議のうえ、本事業の実施に当たり必要な者を配置できる。
-----	-------------------------------

上記のほか、本事業を実施する上で、専門的な知識を有する者の支援が必要な場合は、その内容に応じ適切な支援体制の構築を図るものとする。  
ただし、業務分担等により兼務も可とする。

## 5 委託業務の内容

受託事業者は、次の業務を実施すること。

### (1) 保育士・保育所総合支援センターの設置及び運営並びに周知

#### ア 設置

本事業を実施する拠点事務所として、以下の施設において、沖縄県保育士・保育所総合支援センター（以下「センター」という。）を設置すること。

施設	沖縄産業支援センター 4階 413号室
住所	那覇市字小禄1831番地

#### イ 運営

本事業において、(2)及び(3)の事業を実施するため、センターの開所日及び開所時間は、以下を基本とする。

開所日	月曜日から金曜日まで（年末年始及び祝祭日は除く。）
開所時間	9時から18時まで

なお、上記の開所日及び開所時間外に、受託事業者が実施体制を構築し、本事業の実施について、対応可能な場合は、センターを開所することが出来るものとする。

#### ウ 周知

センターの認知度を向上させ、保育所等及び保育士資格を有する者（見込みの者を含む。以下同じ。）に積極的に活用してもらうため、センターの事業内容等について、適宜、周知広報を行うこと。

### (2) 保育人材の確保を求める保育所等及び保育士資格を有する者への就労斡旋等

保育人材の確保を求める保育所等に対し、保育士資格を有する者の就労を促進し、及び支援するため、保育関係事業者等と連携を図りながら、以下の業務を実施するとともに保育人材の確保に関する目標値を設定すること。

#### ア 保育人材確保及び就労相談業務

保育所等からの保育人材確保に関する相談や保育士資格を有する者か

らの保育所等への就職に関する相談に応じ、必要な情報の提供又は助言を行うこと。

なお、保育士資格を有する者に対し、就労相談支援を行う際は、イの名簿に登録することを条件とすること。

#### イ 人材バンク機能を活用した保育人材確保及び就労斡旋業務

保育人材の確保を求める保育所等に対し迅速に対応するため、予め保育士資格を有する者に対しセンターへの登録を促し、氏名、住所、連絡先、就職希望条件等の就労支援に必要な情報を記載した名簿を整備、管理（DB管理）するとともに、就業状況等の現況確認を行い、適宜更新すること。

保育人材の確保を求める保育所等に対しては、名簿に登録されている保育士資格を有する者の中からニーズに適した求職者を探し出し、求職者と雇用者の双方のニーズ調整等を行うこと。

また、保育士資格を有する者に対しては、求人情報を提供するとともに、復職または新規就労支援として、セミナーや保育施設での体験プログラムなどきめ細やかな支援を実施するとともに、その他就労促進に資する取組を行うこと。

なお、名簿の整備、活用については、整備、管理、更新方法、更新期間等のほか、活用に関する指針、マニュアル等を作成して実施すること。

#### ウ 保育人材の確保を求める保育所等に対しては、採用コンサルタントや中小企業診断士、社会保険労務士等、専門家の派遣、講習等により、保育士が就労したくなるような効果的な募集方法や保育士が望む労働環境、処遇等について労務面、経営面など専門的な観点から助言を行うこと。

#### エ 市町村が実施する保育士確保関連施策の支援業務

市町村が実施する保育士確保のための取組の周知を図ること。また、実施にあたりセンターへの協力依頼がある場合には、可能な限り対応すること。

#### オ 県外養成校への情報提供業務

県外の保育士養成校に対し、県内保育所等の求人情報、県や市町村が実施している事業等の情報を提供すること。

#### カ 合同就職説明会運営業務

保育士合同就職説明会を行うための準備、広報、運営を行うこと。

#### キ 保育士の魅力と社会的重要性周知業務

保育士の魅力と社会的重要性を理解してもらうため、中学校や高等学校等の教育機関において出前講座を実施すること。

また、職場体験を企画し、必要なサポートを行うこと。

※ 各事業の効果を高めるため、適宜各事業間で連携し、一体的に行うなどの工夫をすること。

### (3) 保育士及び保育所等の労働環境改善支援

保育士及び保育所等の労働環境の改善を促進するため、以下の内容を実施するとともに労働環境改善に関する目標値を設定すること。

#### ア 労働環境に関する相談業務

保育士からの労働環境に関する相談及び保育所等からの運営に関する相談に応じ、必要な情報の提供又は助言を行うこと。

#### イ 労働環境改善の支援

労働環境改善の支援を希望する保育所等に対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、園が抱える課題に対する助言、改善策の提案を行うこと。

#### ウ 保育所等に対する情報提供等

保育所等に対し、保育士の労働環境改善に取り組む意義、取組事例やその成果等に関する説明又は情報提供を行うこと。

#### エ ICT化の促進事業

ICT化を促進するために活用事例等の情報提供を行うこと。

## 6 県への報告

受託業務の実施状況については、必要に応じて報告すること。

## 7 本事業における労務管理

受託者は、法令等に従い、本事業の委託の業務に従事する者の労務管理を行うこと。

## 8 再委託の制限

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ア 契約金額の10%を超える業務

#### イ 委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務

#### ウ 5（委託業務の内容）のうち、(1)のア及びイの業務、(2)のイ、エ、カ及びキの業務並びに(3)のウの業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計

## 9 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。